五　充塡容器等（圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器を除く。以下この号において同じ。）の事業所からの流出防止を図るための措置及び流出した充塡容器等の回収方針に関すること（当該事業所の所在地における津波浸水想定が一メートル（車両に固定した容器に係る事項にあっては、二メートル）を超える場合に限る。）。

六　津波に関する警報が発令された場合における緊急遮断装置、防消火設備、通報設備、防液堤その他の保安に関する設備等の作業手順及び当該設備等の機能が喪失した場合における対応策に関すること。

七　津波による被害を受けた製造施設の保安確保の方法に関すること。

10　津波防災地域づくりに関する法律第八条第一項の規定による津波浸水想定の設定の際、当該想定が設定された区域内において高圧低炭素水素等ガスの製造を行う事業所を現に管理している特定製造期間における承認製造者は、当該設定があった日から一年以内に、前項各号に掲げる事項の細目について、法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十六条第一項の規定により、経済産業大臣に提出しなければならない。

（保安統括者の選任等）

第十八条　法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十七条の二第一項（第二号を除く。）の規定により、法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十七条の二第一項第一号に掲げる者（次条から第二十三条まで、第二十五条及び第二十六条において「特定製造期間における承認製造者」という。）は、事業所ごとに、保安統括者一人を選任しなければならない。

2　法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十七条の二第一項第一号の経済産業省令で定める者は、高圧低炭素水素等ガスのうち圧縮水素を製造する者であって、次の各号に掲げる事業所の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一　高圧低炭素水素等ガスの製造を行う事業所が次号に掲げる事業所以外の事業所　一般高圧ガス保安規則第六十四条第二項（第一号から第四号までを除く。）に規定する者

二　高圧低炭素水素等ガスの製造を行う事業所がコンビナート等保安規則第二条第一項第二十二号に規定する特定製造事業所に該当する事業所　コンビナート等保安規則第二十三条第二項（第一号から第四号までを除く。）に規定する者

（保安技術管理者の選任等）

第十九条　法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十七条の二第三項本文（同条第一項第一号に係る部分に限る。）の規定により、特定製造期間における承認製造者は、次の表の上欄に掲げる事業所の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる製造保安責任者免状の交付を受けている者であって、同表の下欄に掲げる高圧ガスの製造に関する経験を有する者のうちから、保安技術管理者を選任しなければならない。

事業所の区分	製造保安責任者免状の交付を受けている者	高圧ガスの製造に関する経験
一　処理能力が百万立方メートル（貯槽を設置して専ら高圧低炭素水素等ガスの充塡を行う場合にあっては、二百万立方メートル。以下この表において同じ。）以上のもの	甲種化学責任者免状又は甲種機械責任者免状の交付を受けている者	一　一種類以上の高圧ガスについてその種類ごとの製造に関する一年以上の経験 二　圧縮機又は液化ガスを加圧するためのポンプを使用してする高圧ガスの製造に関する一年以上の経験 三　高圧ガス設備の設計、施工、管理、検査業務等に従事し、かつ、当該設備の試運転業務を熟知し、前二号に掲げる高圧ガスの製造に関する経験を有する者と同等以上の経験
二　処理能力が百万立方メートル未満のもの	甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けている者	一　一種類以上の高圧ガスについてその種類ごとの製造に関する一年以上の経験 二　圧縮機又は液化ガスを加圧するためのポンプを使用してする高圧ガスの製造に関する一年以上の経験 三　高圧ガス設備の設計、施工、管理、検査業務等に従事し、かつ、当該設備の試運転業務を熟知し、前二号に掲げる高圧ガスの製造に関する経験を有する者と同等以上の経験

2　法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十七条の二第三項ただし書（同条第一項第一号に係る部分に限る。）の規定により、保安技術管理者を選任する必要のない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　保安統括者に前項の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる製造保安責任者免状の交付を受けている者であって、同表の下欄に掲げる高圧ガスの製造に関する経験を有する者を選任している場合

二　処理能力が二十五万立方メートル未満の事業所において、専ら気化器若しくは減圧弁により高圧低炭素水素等ガスを製造し、又は専ら消費（燃焼以外の反応により消費する場合を除く。）をする目的で高圧低炭素水素等ガスを製造する場合

三　移動式製造設備により高圧低炭素水素等ガスを製造する場合

（保安係員の選任等）

第二十条　法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十七条の二第四項（同条第一項第一号に係る部分に限る。）の経済産業省令で定める製造のための施設の区分（以下「製造施設区分」という。）は、高圧低炭素水素等ガスの製造施設とする。ただし、高圧低炭素水素等ガスが二種類以上ある場合にあっては、その種類ごとにいずれかの製造施設区分として扱うものとする。

2　法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十七条の二第四項（同条第一項第一号に係る部分に限る。）の規定により、特定製造期間における承認製造者は、製造施設区分ごとに、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けている者であって、次項に規定する高圧ガスの製造に関する経験を有する者のうちから、保安係員を選任しなければならない。この場合において、同一の製造施設区分に属する製造施設が同一の計器室で制御されない二以上の系列に形成されているとき、又は一の製造施設につき従業員の交替制をとっているときは、当該製造施設については、当該系列ごとに、又は当該交替制のために編成された従業員の単位ごとに保安係員を選任しなければならない。

3　法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十七条の二第四項（同条第一項第一号に係る部分に限る。）の経済産業省令で定める高圧ガスの製造に関する経験は、一種類以上の高圧ガスについてその種類ごとの製造に関する一年以上の経験、圧縮機若しくは液化ガスを加圧するためのポンプを使用してする高圧ガスの製造に関する一年以上の経験又は高圧ガス設備の設計、施工、管理、検査業務等に従事し、かつ、当該設備の試運転業務を熟知し、高圧ガスの製造に関する一年以上の経験を有する者と同等以上であると認める経験とする。